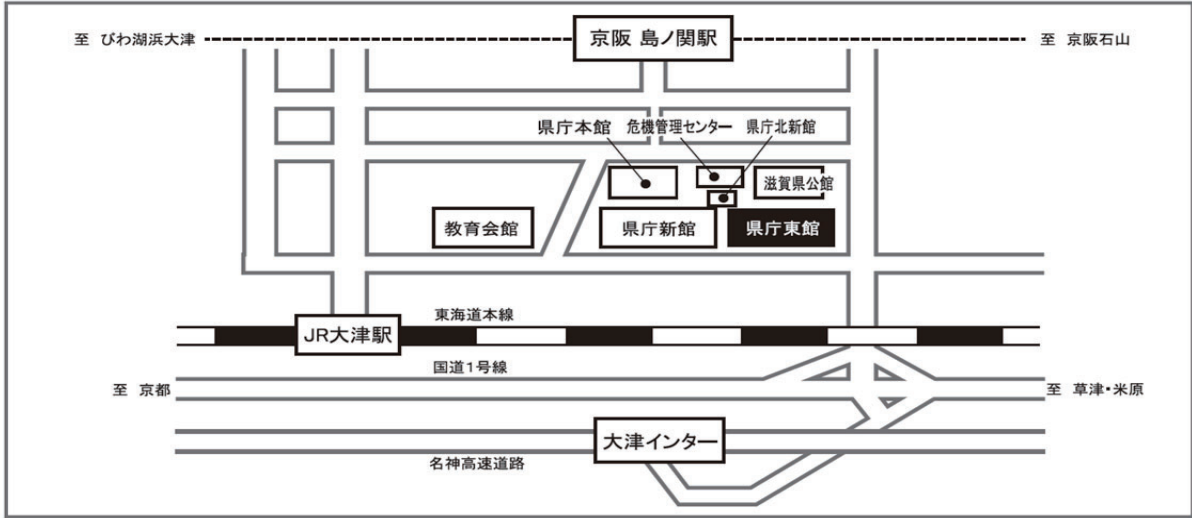


試験場所
滋賀県庁 東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

<来場方法>公共交通機関でお越しください。
○JR「大津駅」下車、徒歩約10分
○京阪「島ノ関駅」下車、徒歩約10分



【参考】
学科試験のうち「指導方法」の参考テキストとしては、「12訂版 職業訓練における指導の理論と実際」（発行者 一般財団法人職業訓練教材研究会）があります。
＊当課での販売はしていません。

令和7年度

職業訓練指導員試験受験案内



この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき実施する、職業訓練指導員としての資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

※この試験は、滋賀県の職業訓練指導員採用試験ではありません。

試験を実施する職種 免許職種	試験区分	実技試験	学科試験	
			指導方法	関連学科
				系基礎学科 専攻学科
全職種 (別表3参照)		—	○	—

区分	日時	場所
学科試験（指導方法）	令和7年10月17日（金） 午前10時30分から	滋賀県庁 東館7階 大会議室 （大津市京町四丁目1番1号） （案内図は、8頁をご覧ください。）

3 受験資格および免除の範囲
別表1、2「職業訓練指導員試験の受験資格および免除の範囲（その1）、（その2）」を参照してください。
ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。
(1) 拘禁刑（※）以上の刑に処せられた者
(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役および旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

4 試験の科目
学科試験のうち指導方法
（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規）

5 受験申請の手続き
(1) 提出期間
令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）
【受付時間】午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
なお、郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。
令和7年9月12日（金）の消印があるものまで受け付けます。
(2) 提出先
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（県庁東館4階）

お問合せ先
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話：077-528-3755（直通）
FAX：077-528-4873
E-mail：fe0003@pref.shiga.lg.jp



別表4 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

	技能検定職種	免許職種		技能検定職種	免許証種
あ	アルミニウム陽極酸化処理	金属表面処理科	せ	染色	染色科
い	印刷	製版・印刷科	そ	造園	造園科／森林環境保全科
う	印章彫刻	印章彫刻科	た	ダイカスト	鑄造科
え	ウエルポイント施工	さく井科／土木科		タイル張り	左官・タイル科
か	エーエルシーパネル施工	ブロック建築科		竹工芸 H23廃止	竹工芸科
	園芸装飾	園芸科		畳製作	畳科
	カーテンウォール施工	サッシ・ガラス施工科		建具製作	木工科
	化学分析	化学分析科／公害検査科	ち	鍛造	鍛造科
き	家具製作	木工科		築炉	築炉科
	菓子製造	パン・菓子科		鑄造	鑄造科
	型枠施工	建設科		調理	日本料理／中国料理／西洋料理
け	家庭用電気治療器調整 H19廃止	理化学機器科	て	テクニカルイラストレーション	機械科
	金型製作	機械科		鉄筋施工	建設科
	ガラス製品製造 H23廃止	ガラス科		鉄工	塑性加工科／造船科／構造物鉄工科／鉄道車両科
	ガラス施工	サッシ・ガラス施工科		鉄道車両製造・整備	鉄道車両科
こ	かわらぶき	屋根科	と	電気機器組立て	電気科／メカトロニクス科
	機械加工	機械科		電気製図	電気科
	機械検査	機械科		電子機器組立て	電子科
	機械・プラント製図	機械科		電子回路接続	電子科
	機械保全	機械科	な	陶磁器製造 R3廃止	陶磁器科
	機械木工	木工科		時計修理	時計科
	木型製作 H29廃止	木型科		塗装	塗装科
	貴金属装身具製作	貴金属・宝石科		とび	とび科
	義肢・装具製作	義肢装具科	の	塗料調色	塗装科
	強化プラスチック成形	プラスチック製品科		内装仕上げ施工	インテリア科／床仕上げ科
	金属材料試験	熱処理科		内燃機関組立て	自動車製造科／内燃機関科
	金属熱処理	熱処理科		ニット製品製造	ニット科
さ	金属プレス加工	塑性加工科	は	熱絶縁施工	熱絶縁科
	金属溶解	鉄鋼科／鑄造科		農業機械整備	農業機械科
	建設機械整備	建設機械科		配管	配管科／住宅設備機器科
	建築図面製作 H23廃止	建築科／枠組壁建築科		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科
し	建築大工	建築科／枠組壁建築科	ひ	パン製造	パン・菓子科
	建築板金	建築板金科／塑性加工科		半導体製品製造	電子科
	光学機器製造	光学ガラス科／光学機器科		帆布製品製造	帆布製品科
	工業彫刻	機械科		バルコニー施工	建築科／枠組壁建築科
し	工業包装	工業包装科	ふ	非接触除去加工	機械科
	広告美術仕上げ	広告美術科		表装	インテリア科／表具科
	工場板金	塑性加工科		ビルクリーニング	建築物衛生管理科
	コンクリート圧送施工	建設科		ビル設備管理	建築物設備管理科
す	コンクリート積みブロック施工 H23廃止	石材料科	み	婦人子供服製造	洋裁科
	左官	左官・タイル科		布はく縫製	縫製科
	さく井	さく井科		プラスチック成形	プラスチック製品科
	サッシ施工	サッシ・ガラス施工科／建築科		フラワー装飾	フラワー装飾科
せ	仕上げ	機械科	め	ブロック建築	ブロック建築科
	紙器・段ボール箱製造	紙器科		粉末冶金	鑄造科
	漆器製造 H22廃止	木材工芸科／漆器科		プリプレス	製版・印刷科
	自動販売機調整	電子科／電気科	ほ	防水施工	防水科
そ	写真	写真科		縫製機械整備	縫製機械科
	酒造	発酵科		放電加工	機械科
	織機調整 H12廃止	織機調整科		ほうろう加工	ほうろう製品科
た	寝具製作	寝具科	わ	みそ製造	発酵科
	紳士服製造	洋服科		眼鏡レンズ加工	光学ガラス科
	シーケンス制御	電気科／メカトロニクス科		めっき	金属表面処理科
	水産練り製品製造	水産物加工科		木工機械調整	木工科
て	スレート施工 H21廃止	スレート科	れ	油圧装置調整	機械科
	製材のこ目立て H23廃止	木工科／製材機械科		浴槽設備施工	配管科／住宅設備機器科
	製版	製版・印刷科		冷凍空調機器施工	冷凍空調機器科
	製本	製本科		れんが積み H23廃止	ブロック建築科／築炉科
と	製麺	麺科	わ	枠組壁建築	建築科／枠組壁建築科
	石材施工	石材料科		和裁	和裁科
な	切削工具研削	機械科／製材機械科			

- (3) 提出書類
受験手続きは書面申請もしくは電子申請で行うことができます。

①書面申請の手続き
ア受験申請書（受験票、写真票を含む。）
イ履歴書（受験申請書の裏面）
ウ写真 2枚（申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の縦4cm×横3cmの大きさとし、裏面に氏名を記入のうえ、受験申請書および写真票に貼付する。）
エ別表に掲げる受験資格を有していることを証明する書類
オ別表に掲げる試験の免除を受けることができることを証明する書類
カ 85円切手 1枚（受験票の郵送料として貼付）

②電子申請の手続き 詳細はこちら↓をご確認ください
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/313765.html>
ア受験申請書（電子申請上で作成を行う。）
イ履歴書（電子申請上で作成を行う。）
ウ写真（申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽、縦 560px×横 420px 解像度 350dpi 程度のデータをアップロードする。）
エ別表に掲げる受験資格を有していることを証明する書類のデータをアップロードする。
オ別表に掲げる試験の免除を受けることができることを証明する書類のデータをアップロードする。

カ電子申請の場合でも、「卒業（修了）証明書、成績（履修）証明書、特別履修証明書、実務経験証明書」などの証明書類は別途原本の郵送を必要とする。
※提出された書類は返却しません。また書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

- (4) 受験手数料
3,100円
※書面申請の場合は、滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付してください。（消印はしないでください。または、提出先でキャッシュレス決済を行ってください。
※電子申請の場合は、しがネット受付サービスによるクレジットカード決済となります。
※納付された手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しません。
※試験の免除を受ける場合は、免除に関する手数料は不要です。

- (5) 受験票の交付
書面申請の場合の受験票は、受験申請書を受理した後に、郵送します。
電子申請の場合の受験票は、受験申請書を受理した後に、メールで送付します。

- 6 合格発表
令和7年11月11日（火）
合格者の受験番号を滋賀県公報（県ホームページより閲覧可能）に掲載するほか、合格者には書面で通知します。

- 7 試験結果の開示について
個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号により、口頭による試験結果の開示請求を行うことができます。
開示請求をする場合は、必要書類を持参のうえ、平日午前9時～午後5時の間（正午～午後1時を除く。）に滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（県庁東館4階）までお越しください。
なお、電話等によるお問合せには一切応じません。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	必要書類
受験者本人	学科試験（指導方法）の得点	合格発表の日から1か月以内（土、日、祝日を除く。）	受験票、顔写真付きの身分証明書

- 8 その他
(1) 受験に対する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験者に通知します。
(2) 試験について不明な点は、問い合わせ先にお問合せください。

別表3 実 施 職 種

園芸科	造園科	森林環境保全科	鉄鋼科	鑄造科
鍛造科	熱処理科	塑性加工科	溶接科	構造物鉄工科
金属表面処理科	機械科	電子科	電気科	コンピュータ制御科
発電電科	送配電科	電気工事科	自動車製造科	自動車車体整備科
自動車整備科	航空機製造科	航空機整備科	鉄道車両科	造船科
時計科	光学ガラス科	光学機器科	計測機器科	理化学機器科
製材機械科	内燃機関科	建設機械科	農業機械科	縫製機械科
織布科	織機調整科	染色科	ニット科	洋裁科
洋服科	縫製科	和裁科	寝具科	帆布製品科
木型科	木工科	工業包装科	紙器科	製版・印刷科
製本科	プラスチック製品科	レザー加工科	ガラス科	ほうろう製品科
陶磁器科	石材科	麺科	パン・菓子科	食肉科
水産物加工科	発酵科	建築科	枠組壁建築科	とび科
建設科	プレハブ建築科	屋根科	建築板金科	スレート科
防水科	サッシ・ガラス施工科	畳科	インテリア科	床仕上げ科
表具科	左官・タイル科	築炉科	ブロック建築科	熱絶縁科
冷凍空調機器科	配管科	住宅設備機器科	さく井科	土木科
測量科	建築物設備管理科	ボイラー科	クレーン科	建設機械運転科
港湾荷役科	化学分析科	公害検査科	木材工芸科	竹工芸科
漆器科	貴金属・宝石科	印章彫刻科	塗装科	広告美術科
デザイン科	義肢装具科	電気通信科	電話交換科	事務科
貿易事務科	流通ビジネス科	写真科	介護サービス科	理容科
美容科	ホテル・旅館・レストラン科	観光ビジネス科	日本料理科	中国料理科
西洋料理科	臨床検査科	フラワー装飾科	メカトロニクス科	情報処理科
フォークリフト科	建築物衛生管理科	福祉工学科		

別表1 職業訓練指導員試験の受験資格および免除の範囲(その1)

受 験 資 格 (主なもの)			免除の範囲			
			実 技	学 科		指 導 方 法
				関連学科		
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
		実務経験 年 数				
職業能力開発	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	長期養成課程の指導員訓練修了	1年以上				
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了	1年以上	職業能力開発総合大学校の長が合格と認める科目について免除			
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了	—	職業能力開発総合大学校の長が合格と認める科目について免除			
	○特定応用課程の高度職業訓練修了	0年		◎	◎	
	○応用課程の高度職業訓練修了	0年		◎	◎	
	○特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		◎	◎	
	○専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		◎	◎	
	○普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	○専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	○短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
学校教育	●大学卒業	1年以上		◎	◎	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		◎	◎	
	●高等学校卒業	3年以上				
	高等学校卒業	5年以上				
厚生労働大臣が指定する学校	○専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	○専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	○高等課程もしくは一般課程(2年)の専修学校または各種学校(2年)卒業	4年以上				
	○高等課程もしくは一般課程(3年)の専修学校または各種学校(3年)卒業	3年以上				
免許職種に関し、1級または単一等級の技能検定に合格した者 (「バルコニー施工」および「電子回路接続」を除く)		0年	◎	◎	◎	
免許職種に関し、技能検定2級に合格した者		0年	◎			
免許職種に関し、実務経験のみ		8年以上				
免許職種に関する職業訓練指導員試験	実技試験合格者	—	◎			
	系基礎学科合格者	—		◎		
	専攻学科合格者	—			◎	
	指導方法合格者	—				◎
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—		◎		◎
免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—				◎

(注) 1 「受験資格」欄： ○ 免許職種に対応する課程を修了、● 免許職種に関する学科を履修していること
2 実務経験年数は当該免許職種に限る
3 「免除の範囲」欄： ◎ 免除される実技または学科
4 ※ 免許職種と技能検定職種の対応については別表4参照

別表2 職業訓練指導員試験の受験資格および免除の範囲(その2)一部抜粋

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学 科		
				関連学科		指 導 方 法
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許もしくは労働安全衛生法によるガス溶接技能講習の修了証を有する者またはボイラーおよび圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許もしくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラーおよび圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	◎	◎	◎	
電 子 科	電波法による第1級陸上無線技術士もしくは第2級陸上無線技術士もしくは第1級アマチュア無線技士もしくは第2級アマチュア無線技士の免許を有する者	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	◎	◎	◎	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは2級二輪自動車整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは2級二輪自動車整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	◎	◎	◎	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは自動車車体整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士もしくは2級ジーゼル自動車整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 (*1：自動車整備(内燃機関除く) (*2：車枠および車体整備法除く)	*1 △	◎	*2 △	
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	◎	◎	◎	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者および航空法による1等航空整備士もしくは2等航空整備士または航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空法による1等航空整備士、もしくは2等航空整備士または航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	◎	◎	◎	
測 量 科	測量法による測量士または測量士補の試験の合格証書を有する者	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	◎	◎	◎	
ボイラー科	ボイラーおよび圧力容器安全規則による特級ボイラー技士もしくは一級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者またはエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	ボイラーおよび圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者または電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	◎	◎	◎	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士もしくは第3級総合無線通信士または航空無線通信士の免許を有する者	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	◎	◎	◎	

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学 科		
				関連学科		指 導 方 法
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験または獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者および臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免状を有する者	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験または獣医師法による獣医師国家試験の合格証を有する者	◎	◎	◎	
事 務 科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験もしくは論文式による試験、改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験もしくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者および商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する者	公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験もしくは第3次試験または税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	◎	◎	◎	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者、保健師助産師看護法による保健師、助産師、看護師もしくは准看護師の免許を有する者、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者、理学療法士および作業療法士法による理学療法士もしくは作業療法士の免許を有する者、社会福祉士および介護福祉法による社会福祉登録証もしくは介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証を有する者または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者	次の①～⑨のいずれかに該当する者 ①児童福祉法による保育士登録証を有する者で実務経験(※1)を有し、かつ実務者研修を修了(※2)した者 ②保健師助産師看護法による保健師、助産師もしくは看護師の免許を有する者 ③保健師助産師看護法による准看護師の免許を有する者で実務経験(※1)を有する者 ④教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者で実務経験(※1)を有する者、もしくは実務者研修を修了(※2)した者 ⑤理学療法士および作業療法士法による理学療法士もしくは作業療法士の免許を有する者で実務者研修を修了(※2)した者 ⑥社会福祉士および介護福祉法による社会福祉登録証を有する者で実務者研修を修了(※2)した者 ⑦社会福祉士および介護福祉法による介護福祉士登録証を有する者 ⑧精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証を有する者で実務者研修を修了(※2)した者 ⑨就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者で実務経験(※1)を有し、かつ実務者研修を修了(※2)した者 (※1)介護サービス科に関し7年以上の実務経験の有する者 (※2)社会福祉士および介護福祉法第40条第2項第5号の規定に該当する者(＝いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了した者)	◎	◎	◎	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証もしくは労働安全衛生規則による揚貨装置運転士免許またはクレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許もしくは移動式クレーン運転士免許を有する者	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許ならびに労働安全衛生法による車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	◎	◎	◎	

「免除の範囲」欄： ◎ 免除される実技または学科